

売 買 契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度十津川紀の川直轄管理事業工事発生材売払
2. 売買物品名及び数量 仕様書のとおり
3. 売 買 代 金 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円・消費税率10%)
4. 引 渡 期 限 売買代金納入後から30日以内
5. 引 渡 場 所 仕様書のとおり
6. 契約保証金 免 除

上記物品の売買について、売出人 分任契約担当官 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長 一阪 郁久 (以下「甲」という。) (登録番号 T8000012050001) と、買受人 (以下「乙」という。) は、次の条項により売買契約を締結する。

契 約 条 項

第1条 甲、乙両者は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 乙は本契約書及び仕様書に基づき売払物品 (以下「物品」という。) の引き渡しを受けるものとする。

第3条 乙は、売買代金を歳入徴収官近畿農政局総務管理官の発行する納入告知書により、納入期限までに支払わなければならない。

第4条 甲は、乙が前条の規定により売買代金を支払った後、物品の引き渡しを行うものとする。

2 乙は、別途甲の指定する期限までに物品を引き取るものとし、物品の引き取りに

あたっては、甲が指定する者（以下「監督職員」という。）の確認を受けなければならない。

3 乙又は乙が指定する使用人は、確認に立ち会い、監督職員の指示に従って、物品の確認に必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は監督職員の確認を了した場合は、甲に受領書（別紙1）を提出しなければならない。

第5条 甲は、乙が天災地変その他乙の責に帰することのできない事由により、期限までに物品を引き取ることができないと認めたときは、甲・乙協議して引き取りの期限を無償で延長することができる。

第6条 甲は、乙が天災その他不可抗力の原因がなく、期限までに物品の引き取りを終了しないときは、遅延日数1日につき未了物品の契約金額に対し民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として徴収するほか、本契約を解除することができる。

第7条 物品の所有権は、第4条第4項の引き渡しが完了したときに移転するものとする。

第8条 乙は、所有権移転後、物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

第9条 乙は、引き渡し物品及び数量が売買物品と相違することがあっても、契約の目的に反しない限り、異議を申し立てないものとする。

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合、乙が損害をこうむることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は契約の義務を履行する見込みがないと認められるとき

(2) 乙が正当な理由なく、解除を申し出て、甲がこれを承諾したとき

(3) 乙が破産宣告を受けたとき

(4) 前号の場合のほか、この契約条項に違反したとき

2 甲は、前項各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は、一部を解除することができる。この場合、乙は30日以内に文書をもって損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

2 甲は、乙が天災地変等やむを得ない理由により、契約の解除を甲に申し出たとき

は、この契約の全部又は、一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第15条 乙は、第13条の各号及び第14条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第16条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第17条 甲は、第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第18条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第19条 この契約の履行について、甲、乙間に紛争が生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲、乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 奈良県吉野郡大淀町下湊388-1
氏名 分任契約担当官
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長
一阪 郁久

乙